

違反是正事例（事例 3－6）

テーマ < 遡及防火対象物に対して告発した違反処理 平成21年 >

- ▲ 遡及の改修計画が進まない中で、火災が発生し、警告から命令、告発へと至った違反処理の事例

防火対象物の概要

- (1) 用途 特定複合用途（16 項イ）
 (2) 構造・規模 耐火造（地上 5 階 地下 1 階建）
 (3) 延べ面積 699 m²
 (4) 収容人員 79 人
 (5) 消防用設備等 消火器・自動火災報知設備（地下 1 階のみ設置有）
 誘導灯（一部設置有）
 (6) 所有者 A 氏（建物に居住している）
 ※ 建物登記簿では、A 氏 2/3、平成 2 年に死去した A 氏の母 1/3 となっている。

5 階	共同住宅倉庫			
4 階	共同住宅			
3 階	共同住宅（A 氏が居住）			
2 階	麻雀店		電気工事店の倉庫(A)	
	靴修理店	電気工事店 (A 氏が経営)	居酒屋	不動産屋 (A の妹 B が経営)
1 階				
地下 1 階	カフェー			

1. 違反処理の概要

(1) 違反処理までの経緯

ア 平成 15 年 10 月 1 日に施行された消防法施行令改正により自動火災報知設備が必要となった対象物であることを実態調査で把握。

イ 平成 15 年 9 月 19 日に事前通知書を交付。

ロ 平成 16 年 5 月 26 日に指導書を A 氏に交付、平成 17 年 8 月 1 日までに設置する旨の改善報告書の提出があった。

ハ 平成 17 年 4 月、関係者から「建物建替え計画があり、既に 2 社で見積もりを取得、銀行から承諾が得られれば即時着工に入る」との話がある。

ニ 平成 17 年 6 月～9 月、「建築計画及び建物改築までの消防用設備等の設置免除の嘆

願書を届出する」などと主張していたが、確認申請など建て直しに関わる具体的な動きは見られない。

その理由として、①資金難 ②建物建て替え等を理由に、自動火災報知設備等の設置は依然と拒否した。

(2) 警告書交付から命令までの経緯

ア 平成 17 年 11 月 10 日、1 階の居酒屋で火災発生。建物全体の立入検査実施。

(違反指摘内容)

- ① 誘導灯未設置 (屋内階段部分)
- ② 自動火災報知設備未設置 (地下 1 階を除く部分)
- ③ 避難器具未設置 (2 階)
- ④ 自衛消防訓練未実施
- ⑤ 消防用設備点検未実施、未報告
- ⑥ 防火管理者未選任 (テナント部分)
- ⑦ 消防計画未作成 (テナント部分)

イ 平成 17 年 11 月 24 日、所有者 A 氏に対し警告書を交付。

所有者が留守であった為、妻が受領。名宛人は、所有者妻の供述に基づき A 氏のみとする。

- ① 平成 18 年 4 月 30 日までに、1 階から 4 階部分に自動火災報知設備を設置すること。
- ② 平成 18 年 3 月 31 日までに、2 階部分に避難器具を設置すること。
- ③ 平成 18 年 3 月 31 日までに、階段部分に通路誘導灯を設置すること。
昭和 55 年から立入検査により 13 回繰り返し設置指導をしている。
- ④ 平成 18 年 3 月 31 日までに、消火器、自動火災報知設備、誘導灯の点検を実施し、報告すること。

(3) 警告から命令発動までの経過

ア 平成 18 年 4 月～平成 19 年 8 月、消防本部の方針として危険度の高い対象物から優先して命令を発動することとなった為、継続的な指導とすることで 1 年間の経過観察する。

しかしながら、以下の理由により設置の意思は見られなかった。

- (7) 建て替え計画がある。(相続はすべて自分がするつもりであると主張)
- (イ) 建物竣工時に設置義務がなかった対象物に設置義務が生じる消防法に納得がいかない。
- (ウ) 金銭的に困難である。

なお、継続的な指導に対し、「何回も来ると営業妨害となる、最後まで戦う、裁判する」等、一方的に話し、消防職員の話は聞かない状態であった。

イ 平成 19 年 1 月 31 日、共同防火管理協議事項及び消防計画届出。

2 階テナントが 2 階に避難器具 (避難ロープ) を設置。

ウ 平成 19 年 9 月 6 日～平成 19 年 11 月 16 日。

第 1 回目の実況見分及びテナントの供述を聴取。面積は「建築同意書類調査書」の

図面と同一である旨を確認。用途は見分と各テナントの供述から特定。

所有者は、「私の持ち分は2/3であり、母の相続分は登記していない。建物はすべて自分が管理しており、自動火災報知設備を設置するのであれば私となる。」という供述。建物1階で不動産を営む法定相続人B氏は供述拒否。

エ 平成20年6月～7月、第2回目実況見分実施。面積及び用途を再確認。

テナント等の関係者から再度供述を聴取。

オ 平成20年7月～平成20年8月、戸籍及び住民票からA氏の母の法定相続人（A氏の妹2名、死亡した弟の妻と子供2名）の居場所を特定。供述を聴取した。

(ア) A氏の妹1名は本件ビルの一部で不動産を営んでいるB氏である。

A氏に家賃を支払っており、純然たる賃借人の立場である。

(イ) 法定相続人は全員、建物管理に一切携わっていない。

(ウ) 本件建物の賃貸契約書から、建物を管理しているのはA氏のみであり、賃貸料もすべてを得ている。

(エ) A氏の持ち分が1/2以上であることから、管理行為のうち単独で保存行為が可能であること。

以上のことから、名宛人はA氏とした。

(4) 命令から告発までの経緯

ア 平成20年8月21日、命令書を交付するとともに公示を行った。

連絡を入れてからA氏事務所に訪問したが本人は留守。防火管理者である妻が命令書を受領。

① 平成20年12月15日までに、地上1階から地上5階並びに屋内階段部分に自動火災報知設備を設置すること。

② 平成20年9月30日までに、屋内階段部分に通路誘導灯を設置すること。

イ 平成21年1月29日（上記①の期限から1ヶ月後）、A氏に対し違反内容の是正に係る催告書を交付。

ウ 平成21年3月23日、地下1階テナント部分の店舗が入れ替ったことから地下1階部分の立入検査及び実況見分を実施。

エ 平成21年4月23日、最終的な是正意思の確認の為、来署依頼通知を送付するが来署せず。

オ 平成21年5月14日、地方検察庁に告発。

(告発書の添付書類は以下のとおり。)

- 1 命令書交付の為の違反調査報告書
- 2 実況見分調書
- 3 質問調書（所有者、各テナント、法定相続人）
- 4 建物登記事項証明書
- 5 被告発人の住民票
- 6 法定相続人特定の為の謄本（実父の除籍謄本他、戸籍謄本関係）

- 7 建築同意書類調査書
- 8 地下1階の自動火災報知設備等に係る検査結果書
- 9 指導経過（自動火災報知設備及び誘導灯）
- 10 立入検査結果通知書
- 11 警告書、命令書、催告書写し
- 12 過去の火災（2回）調査書
- 13 賃貸借契約書（被告発人とテナント）
- 14 命令事項の履行期限に関する報告書

2. 違反処理の完結

(1) 告発

- ア 平成21年6月26日、(政令市)区検察庁へ移送した旨の処分通知書が送付される。
- イ 平成21年7月8日、区検察庁から処分通知書(起訴処分)が送付される。
- ウ 平成21年7月9日、簡易裁判所で略式命令(罰金50万円)が命ぜられる。
- エ 平成21年7月28日、略式命令確定。
その後、略式命令を受けたこと、検察官から「命令に従わなかったら再度罰金刑となる」と言われ、自動火災報知設備を設置したい。と言う連絡があり相談を受ける。

(2) 判決後の対応

- ア 平成21年9月2日、自動火災報知設備着工届出。
- イ 平成21年9月30日、自動火災報知設備設置完了。
- ウ 平成22年2月15日、誘導灯設置完了。

(事例3—6) グループ検討

テーマ < 遡及防火対象物に対して告発した違反処理 平成21年 >

1. 違反処理の名あて人の特定要領

名あて人の特定をする際には、どのような事務処理を行うか、検討してください。

今回の事例では、登記上の所有者が死亡しており、相続人による登記がなされていない場合では、どのようにして特定しますか。

2. 違反調査及び違反是正指導の方法

「工事費用がない。建替予定がある。」と言う建物所有者に対する違反調査時の留意事項としてどのようなことに留意して、調査をしますか。

また、その場合の関係者に対する指導は、どのように行いますか検討してください。

3. 命令書の教示

命令に際して、命令書に教示を記載する必要がありますが、不服申立てすべき行政庁と不服申立てすることができる期間はどのようになりますか。また、処分の取消訴訟の被告とすべき者と取消訴訟の出訴期間はどのようになりますか。

4. 告発への移行

命令から告発への移行時期は、妥当であったかどうか、催告書の交付も含めて、どのように考えますか。

また、告発に必要とされる書類について、確認してみてください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容